

議 案 第 9 7 号

富士見市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年11月25日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

建築基準法施行令の一部改正に伴い、富士見市手数料条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市手数料条例の一部を改正する条例

富士見市手数料条例（平成１２年条例第３号）の一部を次のように改正する。

別表６３の項中「第１３７条の１２第６項」を「第１３７条の１２第１１項」に改め、同表６４の項中「第１３７条の１２第７項」を「第１３７条の１２第１２項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。